

平成30年8月31日  
国土交通省中国地方整備局  
岡山県・倉敷市

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

災害対策基本法に基づき、中国地方整備局（岡山県及び広島県内）、岡山県及び倉敷市が管理する一般国道、県道及び市道上の放置車両の移動等を進めてきましたが、この度、道路啓開が終了しましたので、災害対策基本法の指定を廃止しました。

平成30年7月豪雨災害を受け、緊急通行車両の通行を確保することを目的として、中国地方整備局（岡山県及び広島県内）、岡山県及び倉敷市が管理する一般国道、県道及び市道について、各道路管理者において災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、発災後速やかに面的に指定をしました。

中国地方整備局は、本指定及び岡山県、倉敷市からの要請もあり、岡山県及び倉敷市が管理する道路を含め放置車両の移動等を進めてきましたが、この度、道路啓開が終了したことから、各道路管理者において8月31日10時に指定を廃止しました。

<問い合わせ先>

国土交通省中国地方整備局

TEL：082-221-9231（代表）

【担当】

道路部 路政課長

千葉 恭央（内線4151）  
（直通：082-511-6294）

【広報担当窓口】

広報広聴対策官

岩下 恭久（内線2117）

企画部 環境調整官

井上 和久（内線3114）  
（直通：082-511-6009）